

公 告

大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、令和元年9月20日付け公告に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、令和2年1月31日から同年3月2日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市商工水産部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和2年1月31日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジグラン宇部

所在地 宇部市明神町三丁目1の1

2 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。